

■一時保育事業実施届の記載についてよくある質問

| No. | 項目   | お問い合わせ                                            | 回答                                                                                                                                                                                                        |
|-----|------|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 定員   | 利用定員は定めておらず、入所児童の登園状況により変動する。どのように記入すればよいか。       | 利用定員を定めていない場合は、実際に受入可能である人数を記入してください。日々変化する場合は、利用実績から平均的な人数を記入してください。                                                                                                                                     |
| 2   | 定款   | 一時保育を実施する場合、社会福祉法人は定款に「一時預かり事業」について記載しなければならないのか。 | 一時保育のうち「緊急保育」「リフレッシュ保育」は「一時預かり事業」に該当します。<br>「一時預かり事業」実施に関する本市の取扱いについて(通知)(こ保運第1862号平成22年11月5日)において、定款への記載を義務付けしており、また、一時保育事業実施要綱第5条第4号において、実施の要件として定めています。<br>定款変更の手続きには、期間を要することが多いため、速やかに、手続きを開始してください。 |
| 3   | 利用料  | 利用料のガイドラインに変更はあるのか。                               | 変更ありません。                                                                                                                                                                                                  |
| 4   | 利用料  | 利用料がガイドラインを超えた場合はどうなるのか。                          | ガイドラインを超えていても事業は実施できますが、一時保育事業助成要綱第4条第2項に「2 前項の助成は、実施要綱に定める利用料金の上限額を超える利用料金を設定している実施施設は助成対象外とする。」としています。                                                                                                  |
| 5   | 添付書類 | 事業計画書及び収支予算書の書式はあるのか。                             | 様式は定めていません。HPには、参考例を掲載しています。                                                                                                                                                                              |
| 6   | 実費   | 実費徴収の考え方に変更はあるか。                                  | 変更ありません。                                                                                                                                                                                                  |
| 7   | 実費   | 寝具リース費の助成は、保育では廃止されたが、一時保育ではどうなるのか。               | 一時保育の助成単価には、従来通り寝具リース費を含めていますので、利用者からの徴収はできません。                                                                                                                                                           |
| 8   |      |                                                   |                                                                                                                                                                                                           |
| 9   |      |                                                   |                                                                                                                                                                                                           |
| 10  |      |                                                   |                                                                                                                                                                                                           |

横浜市所管社会福祉法人 代表者 様  
横浜市内民間認可保育所施設長 様

こども青少年局保育運営課長  
こども青少年局監査課長

「一時預かり事業」実施に関する本市の取扱いについて（通知）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日ごろより、本市保育行政に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

児童福祉法等の一部改正において、「一時預かり事業」が社会福祉事業として位置付けられたことにより、「一時預かり事業」を実施する場合は届出が必要となること、社会福祉法人においては定款変更、評議員会の設置及び経理区分の分離が必要となること等が義務づけられ、「こ保運第 767 号（平成 21 年 6 月 15 日）」及び「こ監第 43 号（平成 21 年 6 月 1 日）」にて通知したところですが、本市では、事業を実施する社会福祉法人に様々な義務や制約が課せられることで、事業実施にかかる負担が大きくなり、一時預かり事業から撤退する社会福祉法人が生じることを懸念し、平成 22 年 3 月 31 日に構造改革特区の提案を行いました。

その結果、特区ではなく全国的な措置として、評議員会の設置及び経理区分の明確化を適用除外とするとの回答があり、この度、正式な通知が届きましたので、本市の取扱いについて、以下の扱いとすることとし、厚生労働省通知をあわせて送付いたします。

〔本市の取扱い〕

- 1 一時保育事業実施の際は、「横浜市一時保育事業実施届」（第 1 号様式）を提出すること。
- 2 社会福祉法人が一時保育事業を実施する場合は、当該事業を定款に明記すること。

以上 2 点を義務とし、評議員会の設置及び経理区分の明確化については、義務としないこととします。

〔送付物〕

- 1 「一時預かり事業」実施に関する本市の取扱いについて（通知）
- 2 「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（厚生労働省通知）  
（添付書類）新旧対照表
- 3 「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」の一部改正について（厚生労働省通知）  
（添付書類）新旧対照表

こども青少年局保育運営課運営指導係  
担当 俵

TEL (045)671-2399

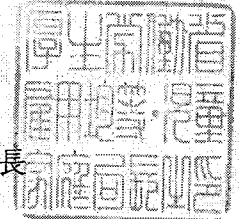
定款変更に関するお問合せについては  
こども青少年局 監査課

TEL (045)671-4193

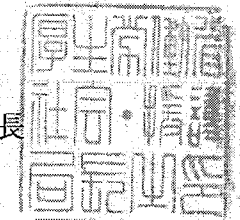
雇児発1014第3号  
社援発1014第6号  
老発1014第1号  
平成22年10月14日

各 都道府県知事  
指定都市市長 殿  
中核市長

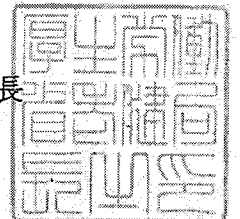
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省老健局長



### 「社会福祉法人の認可について」の一部改正について

社会福祉法人の設立を行う際の審査基準や社会福祉法人の定款準則については、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。以下「平成12年連名通知」という。）により定めているところであるが、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針（平成22年6月2日構造改革特別区域推進本部決定）において「保育所を運営する社会福祉法人が一時預かり事業を行う場合については、評議員会の設置及び経理区分の明確化の適用を除外する。」とされたところである。

これまで保育所を経営する事業のみを行う社会福祉法人については、評議員会の設置の適用が除外されており、また、当該法人が、保育所を経営する事業と併せて児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の11の規定に基づく一時預かり事業（以下「一時預かり事業」という。）を行っている場合は、平成21年4月1日から起算して3年以内に評議員会を置くものとするとしていたが、上記決定を踏まえ、本通知をもって、当該場合についても評議員会の設置の適用を除外することとした。併せて、当該法人が、保育所を経営する事業と併せて児童福祉法第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。）を行っている場合（一時預かり事業

と地域子育て支援拠点事業の両方の事業を行っている場合を含む。)についても同様の取扱いとすることとした。これに伴い、平成12年連名通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知の上、適切な指導監督に当たるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものである。

◎ 社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障発第890号・社援発第2618号・老発第794号・児第908号）新旧対照表

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>別紙1 社会福祉法人審査基準<br/>第3 法人の組織運営<br/>1～3 (略)<br/>4 評議員会<br/>(1) 法人においては、評議員会を置くこと。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りでない。</p> <p>① 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業<br/>② 保育所を運営する事業（保育所を運営する事業と併せて行う、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業と同法第34条の11の規定に基づく一時預かり事業のいずれか又は両方の事業を含む。</u>）<br/>③ 介護保険事業<br/>(2)～(6) (略)</p> <p>別紙2 社会福祉法人定款準則<br/>(職員)<br/>第一二条 (略)<br/>(備考一)<br/>評議員会を設ける場合には、定款に次の章を加えること。<br/>第〇章 評議員及び評議員会<br/>(評議員会)<br/>第〇条 (略)<br/>(備考)</p> | <p>別紙1 社会福祉法人審査基準<br/>第3 法人の組織運営<br/>1～3 (略)<br/>4 評議員会<br/>(1) 法人においては、評議員会を置くこと。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りでない。<br/>なお、<u>社会福祉法人が、平成21年4月1日において保育所を運営する事業と併せて、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）による改正後の児童福祉法第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。）と同法第34条の11の規定に基づく一時預かり事業（以下「一時預かり事業」という。）のいずれか若しくは両方の事業を行っている場合又は同日において保育所を運営する事業のみを行っている社会福祉法人が、翌日以降に、地域子育て支援拠点事業と一時預かり事業のいずれか若しくは両方の事業を行う場合には、平成21年4月1日から起算して3年以内に評議員会を置くものとする。</u></p> <p>① 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業<br/>② 保育所を運営する事業<br/>③ 介護保険事業<br/>(2)～(6) (略)</p> <p>別紙2 社会福祉法人定款準則<br/>(職員)<br/>第一二条 (略)<br/>(備考一)<br/>評議員会を設ける場合には、定款に次の章を加えること。<br/>第〇章 評議員及び評議員会<br/>(評議員会)<br/>第〇条 (略)</p> |

(1) 次に掲げる事業のみを行う法人以外の法人は、評議員会を設けること。

① 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業

② 保育所を営む事業（保育所を営む事業と併せて行う、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業と同法第34条の11の規定に基づく一時預かり事業のいずれか又は両方の事業を含む。）

③ 介護保険事業

(2)・(3) (略)

(備考二)・(備考三) (略)

(備考)

(1) 次に掲げる事業のみを行う法人以外の法人は、評議員会を設けること。

① 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業

② 保育所を営む事業

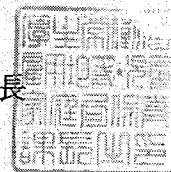
③ 介護保険事業

(2)・(3) (略)

(備考二)・(備考三) (略)

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長



「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」の一部改正について

保育所における社会福祉法人会計基準の取扱いについては、「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」（平成12年3月20日児保第13号。以下「平成12年通知」という。）により、その留意点を示してきたところであるが、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針（平成22年6月2日構造改革特別区域推進本部決定）において「保育所を運営する社会福祉法人が一時預かり事業を行う場合については、評議員会の設置及び経理区分の明確化の適用を除外する。」とされたところである。

これまで保育所を経営する事業と併せて、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の11の規定に基づく一時預かり事業（以下「一時預かり事業」という。）を行っている場合は、平成21年4月1日から起算して3年以内に保育所を経営する事業と一時預かり事業の経理区分を別に設けるものとしていたが、上記決定を踏まえ、本通知をもって、経理区分の明確化の適用を除外することとした。併せて、保育所を経営する事業と併せて児童福祉法第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。）を行っている場合（一時預かり事業と地域子育て支援拠点事業の両方の事業を行っている場合を含む。）についても同様の取扱いとすることとした。これに伴い、平成12年通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正することとしたので、了知願いたい。

◎ 保育所における社会福祉法人会計基準の適用について（平成12年3月20日児保第13号）新旧対照表

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 経理区分上の取扱いについて<br/>           社会福祉法人が、保育所を経営する事業と併せて、児童福祉法第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業と同法第34条の11の規定に基づく一時預かり事業のいずれか若しくは両方の事業を行う場合においては、これらの事業について同一の経理区分で経理を行って差し支えない。ただし、その場合においても、補助金等の適正な執行を確保する観点から、各事業にかかる経費の算出については、利用児童数や保育の実施時間によって、それぞれの事業に係る費用を把握するなど、合理的な基準に基づいてを行うものとし、一度選択した基準は原則継続的に使用するものとする。また、各事業にかかる経費の算出に当たっての基準や内訳は、所轄庁や補助を行う地方自治体の求めに応じて提出できるよう、書類により整理しておくものとする。</p> | <p>3 経理区分上の取扱いについて<br/>           社会福祉法人が、平成21年4月1日において保育所を経営する事業と併せて、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）による改正後の児童福祉法第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。）と同法第34条の11の規定に基づく一時預かり事業（以下「一時預かり事業」という。）のいずれか若しくは両方の事業を行っている場合又は同日において保育所を経営する事業のみを行っている社会福祉法人が、翌日以降に、地域子育て支援拠点事業と一時預かり事業のいずれか若しくは両方の事業を行う場合において、定款に記載された社会福祉事業ごとに経理区分を設けていないものについては、平成21年4月1日から起算して3年以内に保育所を経営する事業と地域子育て支援拠点事業又は一時預かり事業の経理区分を別に設けるものとする。</p> |



別表 1 (第 20 条)

利用料等のガイドライン (上限) として、次のとおり定める。

|           |        |                          |
|-----------|--------|--------------------------|
| 日 額       | 3 歳未満児 | 2,400 円 ( 1 日 ・ 1 人あたり)  |
|           | 3 歳以上児 | 1,300 円 ( 1 日 ・ 1 人あたり)  |
| 時 間 単 位   | 3 歳未満児 | 300 円 (1 時間 ・ 1 人あたり)    |
|           | 3 歳以上児 | 160 円 (1 時間 ・ 1 人あたり)    |
| 給食 ・ おやつ代 | 全 児 童  | 合計 500 円 ( 1 日 ・ 1 人あたり) |

※日額料金は、事業開始時刻 (朝延長時間帯は除く) から 11 時間を経過するまでの利用について適用する (8 時間実施施設の場合も同様)。

ただし、半日単位や短時間保育の設定をする場合は、一時間あたりの金額が時間単位のガイドラインを超えないものとする。

※時間分の料金は、延長時間帯を設定している場合に徴収できる延長利用料にも適用する。

※給食 ・ おやつ代には、18 時 30 分を超えて利用する児童に係る夕おやつ又は夕食代を含まない。

別表 2 (第 21 条(1))

減免後の利用料等のガイドライン (上限) として、次のとおり定める。

|           |        |                          |
|-----------|--------|--------------------------|
| 日 額       | 3 歳未満児 | 1,200 円 ( 1 日 ・ 1 人あたり)  |
|           | 3 歳以上児 | 650 円 ( 1 日 ・ 1 人あたり)    |
| 時 間 単 位   | 3 歳未満児 | 150 円 (1 時間 ・ 1 人あたり)    |
|           | 3 歳以上児 | 80 円 (1 時間 ・ 1 人あたり)     |
| 給食 ・ おやつ代 | 全 児 童  | 合計 500 円 ( 1 日 ・ 1 人あたり) |

※日額料金は、事業開始時刻 (朝延長時間帯は除く) から 11 時間を経過するまでの利用について適用する (8 時間実施施設の場合も同様)。

ただし、半日単位や短時間保育の設定をする場合は、一時間あたりの金額が時間単位のガイドラインを超えないものとする。

※時間分の料金は、延長時間帯を設定している場合に徴収できる延長利用料にも適用する。

別表 3 (第 21 条(2))

家庭保育福祉員入所中児童の利用料のガイドライン (上限) として、次のとおり定める。

|           |        |                          |
|-----------|--------|--------------------------|
| 日 額       | 3 歳未満児 | 0 円 ( 1 日 ・ 1 人あたり)      |
| 時 間 単 位   | 3 歳未満児 | 300 円 (1 時間 ・ 1 人あたり)    |
| 給食 ・ おやつ代 | 3 歳未満児 | 合計 500 円 ( 1 日 ・ 1 人あたり) |

※日額料金は、事業開始時刻 (朝延長時間帯は除く) から 11 時間を経過するまでの利用について適用する (8 時間実施施設の場合も同様)。

※時間分の料金は、11 時間を経過して利用する場合の延長利用料に限り適用する。

※第 21 条 (1) の減免対象となる児童の利用料については、時間単位の料金のガイドライン (上限) について、別表 2 の 3 歳未満児の料金を適用するものとする。

## 9 一時保育事業での実費徴収について

一時保育事業における利用料等以外の実費徴収について、実費徴収できないものは、次のとおりです。

### 1 徴収できない利用料等以外の実費負担

#### (1) 利用児童加算助成に含まれるもの

横浜市一時保育事業助成要綱の利用児童加算助成の積算に含まれているため、次の費用は、保護者に対し負担を求めることはできません。保護者から徴収した場合は、利用児童加算助成の返還を求める可能性があります。

- ア 保育に直接必要な保育材料費、炊具食器費、光熱水費等
- イ 採暖費
- ウ 寝具リース費
- エ ぎょう虫検査費
- オ 寝具衛生費

#### (2) 実費ではないもの

実費は、実際に必要とする費用であり、手数料や利益などを含まない金額となります。そのため、次のような役務の対価となる費用や目的が明確でないものは徴収できません。

- ア 事務登録料
- イ 寄付金
- ウ 賛助会費

### 2 実費徴収を行う場合

実費徴収を行う場合は、「横浜市一時保育事業実施届」に記載し区長へ届出が必要です。また、一時保育の案内や保育所内に掲示するなど、保護者にわかりやすい方法で、実費徴収目的と金額を公開してください。

横浜市一時保育事業実施要綱

(費用負担)

第20条 事業実施者は、事業の実施にあたって、保護者に利用料等（給食・おやつ代及び延長時間を設定している場合には延長利用料を含む。以下同じ）を求めることができる。

- 2 前項の利用料等は、別表1に定めるガイドライン（上限額）を超過しないこと。
- 3 利用料等以外の実費負担は、事業実施者があらかじめ定め、必要に応じて保護者に負担を求めることができる。
- 4 利用料等及び利用料等以外の実費負担については、事業実施者があらかじめこれを定め、区長に届け出るとともに、保護者にわかりやすい方法で公開しなければならない。
- 5 家庭保育福祉員に利用中の児童であって、延長時間を利用した場合の利用料は、別表3に定めるガイドライン（上限額）を超過しないこと。